

「みずほ e-ビジネスサイト」利用規定

「みずほ e-ビジネスサイト」利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社みずほ銀行(以下「当行」といいます)が提供する「みずほ e-ビジネスサイト」サービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。本サービスの申込者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解し、本規定の各条項を承認の上で本サービスの申込を行うものとします。当行が契約者からの申込を承諾し、当行において所定の手続が完了した上で、契約者に対し当行が本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間で本規定が適用されるものとします。

第1条 本サービスの内容

本規定における本サービスとは、契約者が、契約者のパーソナルコンピュータ等(以下「端末」といいます)により、インターネットを介して、当行と契約者との取引に関するデータを授受し、当行がかかる取引の手続を行うサービスをいいます。本サービスの内容は、本規定第20条以下に定めるとおりとなりますが、その内容に関しましては、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。

第2条 本サービスの申込

1. 申込方法

- (1) 本サービスの利用申込にあたっては、本規定および関連規定の内容を承認の上、「みずほ e-ビジネスサイト」申込書(以下「申込書」といいます)に必要事項を記入し、当行に提出するものとします。
- (2) 当行所定の一部のサービスについては、非居住者は利用申込を行うことはできません。
- (3) 申込書の「届出印」欄に付された印影または署名が、今後作成される本サービスに関する書類に付された場合、その書類は本サービスに係る契約者の意思を表示したものとみなします。

2. 申込口座・手数料引落口座の届出

- (1) 本サービスの利用申込に際しては、契約者は、申込口座(本サービスの利用に際し、主に使用する口座のうちの一口座をいい、以下「申込口座」といいます)および手数料引落口座(本規定第4条第3項の規定により、本サービスにかかる手数料を引き落とす口座をいい、以下「手数料引落口座」といいます)を申込書により当行に届け出るものとします。契約者が申込口座および手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。

3. 外為サービスにおける決済用口座および照会対象口座の届出

- (1) 外為決済用口座
外為サービスの利用申込に際しては、契約者は、外為取引における決済対象口座(外為サービスの利用に際し、取引代わり金、外為サービスにかかる手数料および諸費用を引き落とす口座または入金する口座をいい、以下「外為決済用口座」といいます)を当行所定の様式により届け出るものとします。契約者が外為決済用口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。
- (2) 外貨預金照会対象口座の届出
外為サービスの利用申込に際しては、契約者は外貨預金照会対象口座(外為サービスの利用に際し、当該口座にかかる取引情報を参照する外貨預金口座をいい、以下「外貨預金照会対象口座」といいます)を当行所定の様式により当行に届け出るものとします。契約者が外貨預金照会対象口座として指定することができる外貨預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の外貨預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。

4. 国内取引における決済用口座、委託者コードおよび照会対象口座の届出

- (1) 国内取引決済用口座
第22条第1項に定めるサービス(以下「振込・振替サービス」といいます)および第22条第5項に定めるサービス(以下「Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込みサービス」といいます)の利用申込に際しては、契約者は、振込・振替サービスおよび Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込みサービスにおける決済用口座(振込・振替サービスおよび Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込みサービスの利用に際し、振込・振替代り金および振込・振替にかかる振込手数料、もしくは払込金および払込みにかかる払込手数料の引落を行う口座をいい、以下「国内取引決済用口座」といいます)を当行所定の様式により届け出るものとします。
契約者が国内取引決済用口座として指定できる預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。
- (2) 振込代り金引落口座
第22条第2項に定めるサービス(以下「総合振込、給与賞与振込サービス」といいます)の利用申込に際しては、契約者は総合振込、給与・賞与振込サービスにおける振込代り金引落口座(総合振込、給与・賞与振込サービスの利用に際し、第22条第2項(1)①(i)に定める総合振込および第22条第2項(1)①(ii)に定める給与・賞与振込にかかる振込代り金および振込手数料の引落を行う口座をいい、以下「振込

代り金引落口座」といいます)を当行所定の様式により届け出るものとします。

契約者が振込代り金引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者名義の預金口座のうち当行が認めるものに限るものとします。

(3) 納付代り金引落口座および納付手数料引落口座

第22条第3項に定めるサービス(以下「個人住民税一括納付サービス」といいます)の利用申込に際しては、契約者は、個人住民税一括納付サービスにおける納付代り金の引落を行う口座(以下「納付代り金引落口座」といいます)、および個人住民税一括納付サービスにかかる手数料(以下「納付手数料」といいます)の引落を行う口座(以下「納付手数料引落口座」といいます)を当行所定の様式により届け出るものとします。

契約者が納付代り金引落口座または納付手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者名義の預金口座のうち当行が認めるものに限るものとします。

(4) 振込依頼人コードおよび委託者コード

総合振込、給与・賞与振込、個人住民税一括納付サービスおよび口座振替の利用申込に際しては、契約者は、取引の依頼人または委託者を特定するコードとしてそれぞれ当行が割り当てたもの(以下、総合振込、給与賞与振込においては、「振込依頼人コード」、個人住民税一括納付、口座振替においては「委託者コード」といいます)、その他当行所定の事項を当行所定の様式により届け出るものとします。ただし、同サービスの利用申込時点において振込依頼人コードもしくは委託者コードの割り当てを受けていない場合は、契約者は当行所定の事項を当行所定の様式により届け出たうえで、振込依頼人コードもしくは委託者コードの割り当てを受けるものとします。

(5) 国内取引照会対象口座

第22条に規定する国内取引サービスの利用申込に際しては、契約者は照会対象口座(国内取引サービスの利用に際し、当該口座にかかる取引情報を参照する口座をいい、以下「国内取引照会対象口座」といいます)を当行所定の様式により当行に届け出るものとします。

5. 申込承諾

当行は、提出された申込書および届出の記載内容に関して不備のないことを確認の上、申込に対して承諾する場合には、本規定第3条第1項に定める管理者に対し、契約者の「契約番号」および「パスワード」を記載した「登録完了報告書」等必要な書類を送付します。登録完了報告書等の書類送付先は、原則、申込口座の届出住所とします。なお、契約者が申込をした場合でも、当行の判断によりこれを承諾することができない場合があるほか、承諾する場合でも、一部のサービスについて利用を認めない等の条件を付して承諾する場合があります。

6. 不備のある場合

契約者が提出する申込書および届出の記載に不備がある場合には、改めて申込書の提出および届出を要するものとします。この場合、すでに提出された記載に不備のある申込書および届出書類の返送・廃棄等の処理については、法律上要求される個人情報の保護を前提とし、当行の判断により行うものとします。

第3条 管理者および利用者の届出と届出内容の変更

1. 管理者届出

契約者は、本サービスの利用に際しての契約者における責任者(以下「管理者」といいます)および管理者に関する事項として当行所定の事項を申込書により当行に届け出るものとします。

2. 利用者届出

管理者は、本サービスの利用に関する権限を一定の範囲で付与する者(以下「利用者」といいます)および利用者に関する事項として当行所定の事項を、当行所定の方法により届け出るものとします。

3. 管理者の変更および届出内容の変更

管理者を変更する場合および管理者に関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法により、速やかに当行に届け出るものとします。

4. 利用者の変更および届出内容変更

利用者を変更する場合および利用者に関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法により、管理者が当行に届け出るものとします。

第4条 本サービスの利用

1. 利用環境

本サービスの利用者は、当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ることとし、契約者は自己の費用、負担および責任により本サービスを利用するために必要な全ての機器、ソフトウェア等の準備およびインターネットへのアクセス等の環境整備をする必要があります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合その他の事情により、本サービスを利用できないことがあります。

2. サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。なお、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

3. 手数料

(1) 契約者は、当行に対し、本サービスの利用にかかる手数料として、当

行所定の日に当行所定の金額を支払うものとします。

- (2) 取扱手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が申込書によって当行に届け出た手数料引落口座から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。
- (3) 利用申込みにより本サービスを利用することができることとなった日が属する月、または、本サービスが解約された日が属する月にかかる月間基本料金は当行所定の金額とし、日割り計算は行わないものとします。
- (4) 当行は、本サービスの利用にかかる手数料を、契約者に事前に通知することなく変更または新設することがあります。

4. 操作マニュアル

契約者は、本サービスの利用に際しては、当行所定の方法により提供する「みずほ e-ビジネスサイト操作マニュアル」(以下「操作マニュアル」といいます)を参照し、操作マニュアルに記載された指示に従うものとします。

5. 取引内容の確認

- (1) 契約者は、本サービスを利用して取引を実施した後、本サービスの取引結果照会機能、普通預金通帳の取帳または当座勘定照合表等により取引内容を確認するものとします。
- (2) 前号の確認の結果、万一、取引内容に相違があることが判明したときは、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。
- (3) 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第5条 本人確認の方法

1. 申込時における管理者情報の届出

契約者は、本サービスの利用申込に際し、管理者が本人であることを確認するための「ユーザーID」、「ログインパスワード」および取引実行時に必要となる「取引実行パスワード」を申込書により届け出るものとします。

2. サービス開始時における管理者用の電子証明書取得と端末インストール

管理者は、「登録完了報告書」に記載された「契約番号」および「証明書取得用パスワード」ならびに申込書に記載された「ユーザーID」および「ログインパスワード」を用いて電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、管理者が利用する端末または第6条の2に基づき当行が貸与する同条第1項(1)に定めるICカード(以下本条において「ICカード」といいます)にインストールするものとします。ただし、「証明書取得用パスワード」は、当行所定の期間内のみ有効とします。

3. 利用者情報登録

管理者は、前項により電子証明書を端末またはICカードにインストールした後、利用者の「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」および「取引実行パスワード」を当行所定の方法に従い届け出るものとします。

4. サービス開始時における利用者用の電子証明書取得と端末インストール

利用者は、管理者から付与される「証明書取得用パスワード」を用いて電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、利用者の端末またはICカードにインストールするものとします。

5. 「ログインパスワード」「取引実行パスワード」の変更

管理者および利用者の「ログインパスワード」および「取引実行パスワード」を変更する場合は、当行所定の方法により届け出るものとします。

6. 電子証明書の有効期間と更新手続

電子証明書には有効期限があるため、契約者は、本サービスを継続して利用するためには、有効期限終了前に当行所定の方法で、電子証明書の更新手続をとるものとします。

7. サービス利用時の本人確認

本サービス利用時の本人確認は、都度、以下の(1)および(2)の方法により行うものとします。契約者が、本サービスを利用して当行所定の取引を実施する際は、以下の(1)および(2)に加えて、(3)の方法により本人確認を行うものとします。

- (1) 管理者または利用者が、端末またはICカードにインストールされた秘密鍵により自動生成される電子メッセージを電子証明書とともに当行に送信し、当行が当該電子証明書に格納されている認証済の公開鍵を用いて当該メッセージを検証すること。
- (2) 管理者または利用者が提示する「契約番号」、「ユーザーID」および「ログインパスワード」が、事前に当行が契約者に付与している契約番号ならびに事前に当行が届出を受けている「ユーザーID」および「ログインパスワード」と一致していることを確認すること。
- (3) 管理者または利用者が提示する「取引実行パスワード」が、事前に届出を受けている「取引実行パスワード」と一致していることを確認すること。

8. 「契約番号」、「ユーザーID」、「パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」、「ICカード」等の管理

- (1) 「契約番号」、「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」、「第6条の2第1項(1)または(2)に定める「ICカード」、「ICカードリーダー」、第6条の2第2項に定める「PIN」(以下本条において「PIN」といいます)、その他本サービスの利用に必要な全ての情報および機器等については、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、

契約者は、「契約番号」、「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」および「PIN」を第三者に一切開示しないものとします。

- (2) 管理者の「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」、「ICカード」、「ICカードリーダー」、「PIN」その他の情報および機器等につき失念、紛失した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、管理者は、それらの変更の届出を行う等当行所定の手続を直ちにとるものとします。
- (3) 利用者の「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」、「ICカード」、「ICカードリーダー」、「PIN」その他の情報および機器等につき、失念、紛失した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合は、管理者は、変更の手続を行うものとします。

9. パスワード利用の一時停止と利用再開手続

本サービス利用に当たり、届出と異なる「ログインパスワード」、「取引実行パスワード」または「証明書取得用パスワード」が、当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的な事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを利用する「ユーザーID」の利用を停止します。利用を停止された「ユーザーID」の利用を再開するためには、管理者用パスワードの場合は、当行に連絡の上、当行所定の手続をとるものとし、利用者用パスワードの場合は、管理者が対応するものとします。

第6条 電子証明書の発行

当行は、本サービスの提供に係る業務のうち電子証明書の発行に関する業務を自己の責任において当行所定の電子認証事業者(以下「電子認証事業者」といいます)を用いて行います。発行に当たっては、業務に必要な範囲内で、契約者に関する情報を、電子認証事業者に開示することができるものとします。

第6条の2 ICカード

1. 申込

- (1) 契約者は、電子証明書および秘密鍵を端末ではなく外部記憶媒体へ格納することを希望する場合は、当行所定の方法により申し込むことにより、当行から電子証明書および秘密鍵の格納が可能なICチップ搭載カード(以下「ICカード」といいます)の貸与を受けることができるものとします。
- (2) 当行が契約者にICカードを貸与する場合、ICカードに加えて、ICカードを読み取るための専用ICカードリーダー(以下、「ICカードリーダー」といいます)も併せて貸与することができます。
- (3) 契約者は、ICカードの利用にあたって、ICカードとICカードリーダーのセット(以下、「ICカードセット」といいます)もしくは、ICカードのみ(以下、「ICカード(単体)」といいます)のいずれかを選択して申込を行うものとします。申込に際し、契約者は業務上合理的に必要な範囲で希望するICカードセットの数量、ICカード(単体)の枚数を指定するものとします。
- (4) 契約者が、ICカードセットを当行所定のセット数以上申し込む場合には、ICカード利用料として、当行所定の金額を当行所定の日に支払うものとします。当行はICカード利用料の発生条件、金額または支払日を随時改定することがあります。
- (5) ICカード利用料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が届け出たICカード利用料の引落口座(以下「ICカード利用料引落口座」といいます)から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者がICカード利用料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる名義の法人の預金口座をICカード利用料引落口座として指定する場合には、別途当行所定の様式により届け出るものとします。
- (6) 契約者は、ICカードセットまたはICカード(単体)の契約者への発送業務を委託する第三者に対し、当該業務に必要な範囲で契約者に関する情報を提供することについて異議を唱えないものとします。

2. ICカードの利用開始

契約者は、ICカードセットまたはICカード(単体)を受領後、ICカードを利用する者(以下「ICカード利用者」といいます)に対しICカードを配布し、ICカード利用者は、ICカードに同封する設定マニュアル等の記載に従い、以下の作業を行うものとします。

- ①ICカードリーダーのセットアップ
- ②ICカード用ドライバーのインストール
- ③ICカードに格納された電子証明書に対応する秘密鍵の使用およびICカード利用のために必要な暗証番号(Personal Identification Number、以下「PIN」といいます)について、受領したICカードにあらかじめ初期設定された「PIN」の変更
- ④電子証明書および秘密鍵のICカードでの取得・生成

3. ICカード等の管理

- (1) ICカード利用者は、ICカードおよび「PIN」を自ら管理するものとしま

す。

- (2) IC カード利用者が設定したものと異なる「PIN」が当行所定の回数を連続して入力された場合、「PIN」がロックされ、IC カードが一時的に使用できなくなります。この場合、IC カード利用者は自ら「IC カード」の初期化を行い、「PIN」の再設定を行うものとします。なお、「IC カード」の初期化を行った場合、取得した電子証明書は全て無効となるため、電子証明書を再取得する必要があります。
- (3) 第1項(5)によるICカード利用料の支払いが行われない場合、ICカードが使用できなくなります。

4. 追加申込・再発行

- (1) IC カードの追加申込が必要な場合、当行所定の方法により申し込むものとします。契約者は、業務上合理的に必要な範囲で希望するICカードセットの数量、ICカード(単体)の枚数を指定するものとします。
- (2) 破損等によりICカードまたはICカードリーダー(当行から提供した機種に限り)の交換が必要な場合、破損等をしたICカードまたはICカードリーダーを返却した上で、当行所定の方法により申し込むものとします。ただし、破損等をしたICカードまたはICカードリーダーの返却が無い場合は、当行はICカードまたはICカードリーダーも交換を行わないことができるものとします。

5. ICカードの返却

契約者は、本サービスの利用に関する契約の解約その他の理由によりICカードの全部または一部を使用しなくなった場合、当行所定の手続に従い、使用しなくなったICカード、ICカードリーダーを速やかに当行へ返却するものとします。

返却しない場合、契約者は貸与されたICカードを裁断する等使用不能な状態にした上で廃棄するものとします。また、ICカードリーダーについては、契約者の責任において廃棄するものとします。

第7条 免責事項

1. 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となる場合、または本サービスの取扱が遅延となる場合があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 本人確認手段の不正使用等

本規定第5条に定める本人確認手続を経た後に行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当行は契約者本人による行為とみなし、「契約番号」、「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」、「ICカード」、「ICカードリーダー」、「PIN」その他の情報・機器等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「PIN」その他の本人確認に必要な情報および当行と契約者との取引に関する情報が漏洩しても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. 印鑑照合

契約者が当行に提出した書面等の印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令、規則、行政庁の命令等の定める手続にもとづいて当該情報を開示することがあります。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

6. その他

- (1) 当行は、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- (2) 当行(以下本号において電子認証事業者を含みます)の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因する直接損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。
- (3) 契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末以外の端末により利用したことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、その他当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなくなった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (5) 当行が、契約者に対して行う電子メールによる通知および案内は、契約者が予め当行に届け出た電子メールアドレス宛に、当行が電子メールを送信した時点で通常到達したものとみなします。

- (6) 本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- (7) 第20条以下で定める各サービスにおいて、以下の各号に該当する場合、当行は手続を実行することはできません。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害については当行は責任を負いません。

- ① 依頼データが当行の責めに帰すことのできない事由により到達しなかった場合
- ② 依頼の明細が、当行所定の方法に基づかないか、依頼データに瑕疵がある場合
- ③ 当行が依頼を受け付けた時点または、手続を実行する時点で指定された外為決済用口座もしくは国内決済用口座が解約済の場合
- ④ 依頼取引の代り金および手数料・諸費用の合計金額が指定された外為決済用口座もしくは国内取引決済用口座より払い戻し可能な金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超える場合
- ⑤ 外国為替及び外国貿易法その他の関連法規、仕向け先国情、その他不可抗力および当行の責めに帰さない事由により、依頼内容に従って手続をすることができない場合
- ⑥ 差押等やむをえない事情があり、当行が外為決済用口座もしくは国内取引決済用口座からの支払を不適當と認めた場合
- ⑦ 当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断した場合
- ⑧ 第20条第1項で定める振替取引において、振替の依頼を受け付けた時点または振替取引を実行する時点で入金口座が解約済の場合

- (8) 第20条で定める外為サービスにおいて、当行公示相場を利用することが可能な取引は、原則、1日あたり10万米ドル相当額未満の取引である場合に限るものとします。

なお、複数の取引の合計額が1日あたり10万米ドル相当以上となる等の場合には、依頼内容が確定した後であっても、当行が手続を実行できない場合があります。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害について当行は責任を負いません。また、当行がサービス利用停止を必要と判断した場合には、当行は、第9条第4項に基づき、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

第8条 届出事項の変更等

1. 連絡先の届出

当行は契約者に対し、本サービスの利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレスのうちいずれかを連絡先とします。

2. 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 変更事項の届出がない場合の取扱

当行が本条第1項に基づく連絡先に通知、照会もしくは確認を発信もしくは発送し、または書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第9条 解約等

1. 当事者の都合による解約

本サービスの利用に関する契約(以下「本利用契約」といいます)は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。この場合、契約者は解約と同時に、当行に対して未払手数料を支払うものとします。

2. 解約の効力

前項の場合、当行の都合による解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了した場合、契約者の都合による解約の効力は、前項の書面を当行が受け付けたうえ、当行所定の方法により当行が解約手続を完了した場合に生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 申込口座の解約

申込口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。

4. 本サービスの利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 次項各号に定める事由が発生した場合
- (2) 前号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合

5. 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理に関する法令に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合
- (2) 契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 前3号のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合
- (5) 解散その他営業活動を休止した場合
- (6) 本規定第4条第3項に定める手数料等の本利用契約に係る債務を2カ月連続して支払わなかった場合
- (7) 本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
- (8) 契約者が不正な取引を行ったときと当行が判断した場合
- (9) 規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合

6. 免責

本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第10条 海外からの利用

1. 本サービスは、海外からは、外国の法律、制度または通信事情等により、利用することができない場合があります。契約者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度または通信事情等につき事前に確認するものとします。外国の法律、制度または通信事情等により、契約者が本サービスを利用したことまたは利用することができなかったことに伴い損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。
2. 海外の国の法律、制度または通信事情等により、特定地域で本サービスが利用できなくなった場合、当行は、本サービスの全部または一部の利用停止または解約をすることができるものとします。

第11条 サービスの停止および廃止

当行は、契約者に対して90日前に事前に通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急を要する場合その他のやむをえない理由がある場合は、当行はこの期間を短縮できるものとします。本条に基づき当行が本サービスを停止または廃止した場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償の請求は行わないものとします。

第12条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、契約者が当行との間で別に締結している銀行取引約定書、外国送金取引規定、外国向為替手形取引約定書、信用状取引約定書、輸入担保荷物保管に関する約定書、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」「取立統一規則」、外国為替予約取引約定書、当座勘定貸越約定書、普通預金規定、当座勘定規定、振込規定その他の約定書および規定を適用するものとします。

第13条 規定の変更

当行が必要と判断した場合には、当行は、契約者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、変更日から7日以内に契約者から変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、契約者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更不同意の旨の通知があった場合には、当行は、契約者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。

第14条 権利・義務の譲渡・買入の禁止

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、買入その他の処分をしてはならないものとします。

第15条 秘密保持

契約者は、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第16条 有効期間

本規定の有効期間は申込日から1年間とし、契約者または当行から解約の申出がない限り、有効期間満了日の翌日からさらに1年間延長するものと、以降も同様とします。

第17条 準拠法と管轄

本規定は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。本規定に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店

または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 顧客情報の取り扱い

本サービスの利用に関し、当行は契約者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。

また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続、または監督官庁により、契約者の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第19条 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

契約者(法人の場合には、その役員等を含みます。以下同じ。)が、本条(1)①から⑤までのいずれかに該当し、もしくは本条(2)①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、または本条(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当行に損害賠償請求することはせず、一切契約者の責任とします。また、これにより当行に損害を生じさせた場合には、契約者はその損害額を支払います。

- (1) 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第20条 外為サービス

本サービスにより契約者が利用することができる外為サービスには、以下のサービスがあります。

1. 仕向送金サービス

(1) 仕向送金依頼

- ① 当サービスの内容は、以下のとおりです。
 - (i) 契約者が、契約者の端末から当行所定のフォーマットにてデータを送信することにより、仕向送金の依頼(以下「仕向送金依頼」といいます)を行い、当行が受け付けます。
 - (ii) 契約者の照会に基づいて、仕向送金依頼の詳細情報を提供します。
- ② 当サービスを利用した仕向送金依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 当サービスを利用した仕向送金依頼は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。当行所定の時限を過ぎて受け付けたものについては、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、営業日とは、日本国内における当行の本支店が営業している日をいいます。
- ④ 仕向送金依頼については、仕向地、取扱通貨および相場種類等ごとに当行所定の受付時限があります。当該受付時限を過ぎて受け付けた仕向送金依頼については、⑤により依頼内容が確定したものであっても、当行は取り扱いいたしません。
- ⑤ 当行は、当行所定の方法で依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定を当行に通知します。当行が、この通知を正当なもののみとした時点で依頼内容が確定するものとします。
- ⑥ 当行が確定した依頼内容に従って手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑦ 当サービスに基づき送金代わり金、仕向送金取引にかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。

- ⑧ 依頼内容が確定した後に依頼の取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定のフォーマットにてデータを送信するか、当行所定の依頼書によりファクシミリにて取消の依頼をするものとします。
 - ⑨ 依頼内容が確定した後に依頼の変更をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更の依頼をするものとします。
 - ⑩ データの送信による取消を依頼する場合、当行は、当行所定の方法で取消依頼の内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正當か否かを確認のうえ、取消依頼の内容の確定を当行に通知します。当行が、この通知を正當なものとみなした時点で取消依頼の内容が確定するものとします。
 - ⑪ ファクシミリによる変更・取消を依頼する場合、当行がファクシミリの内容を正當なものとみなした時点で変更・取消依頼の内容が確定するものとします。
 - ⑫ 確定した仕向送金の依頼内容に従って当行が送金を実行した後に変更・取消依頼の内容が確定した場合は、当行は依頼の変更・取消を行いません。必要な場合は、当行所定の手続に従い、組戻、内容変更、照会等の依頼を行うこととします。
- 確定した仕向送金の依頼内容に従って当行が送金を実行する前に変更・取消依頼の内容が確定した場合であっても、当行は、相當の事由があれば依頼の変更・取消を行わないことができ、当行が故意・重過失によって変更・取消の処理を怠った場合を除き、変更・取消がなされなかったことにより生じた損害について責任を負いません。
- ⑬ 契約者は、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当局宛書類を当行に提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、取引店宛に当該書類を提出するものとします。

(2) 仕向送金取組結果照会

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、契約者が依頼した仕向送金の取組結果にかかる当行所定の情報を提供するものです。

2. 被仕向送金サービス

(1) 被仕向送金到着案内

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、被仕向送金の到着案内にかかる当行所定の情報を提供するものです。当サービスの契約者に対しては、当行は当サービス以外の方法での到着案内は行いません。

(2) 被仕向送金入金依頼

- ① 当サービスの内容は、以下のとおりです。
 - (i) 契約者が、契約者の端末から当行所定のフォーマットにてデータを送信することにより、被仕向送金の入金依頼(以下「被仕向送金入金依頼」といいます)を行い、当行が受け付けます。
 - (ii) 契約者の照会に基づいて、被仕向送金入金依頼の明細情報を提供します。
 - ② 当サービスを利用した被仕向送金入金依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 当サービスを利用した被仕向送金入金依頼は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。当行所定の時限を過ぎて受け付けたものについては、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、営業日は、日本国内における当行の本店が営業している日をいいます。
 - ④ 当行は、当行所定の方法で依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正當か否かを確認のうえ、依頼内容の確定を当行に通知します。当行が、この通知を正當なものとみなした時点で依頼内容が確定するものとします。
 - ⑤ 当行が確定した依頼内容に従って手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ⑥ 当サービスに基づく被仕向送金取引にかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。
 - ⑦ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が入金処理をした後は、依頼の変更・取消を行うことはできません。ファクシミリによる変更・取消を依頼する場合、当行がファクシミリの内容を正當なものとみなした時点で変更・取消依頼の内容が確定するものとします。
- 確定した被仕向送金入金依頼内容に従って当行が入金処理をした後に変更・取消依頼の内容が確定した場合は、当行は依頼の

変更・取消を行いません。確定した被仕向送金入金依頼に従って当行が入金処理をする前に変更・取消依頼の内容が確定した場合であっても、当行は、相當の事由があれば依頼の変更・取消を行わないことができ、当行が故意・重過失によって変更・取消の処理を怠った場合を除き、変更・取消がなされなかったことにより生じた損害について責任を負いません。

- ⑧ 契約者は、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当局宛書類を当行に提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、取引店宛に当該書類を提出するものとします。

(3) 被仕向送金入金結果照会

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、被仕向送金の入金結果にかかる当行所定の情報を提供するものです。

3. 輸出サービス

(1) 輸出信用状到着案内

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出信用状にかかる当行所定の情報を提供するものです。ただし、当サービスにより当行が提供する情報は、輸出信用状の発行、プレアドバイス、条件変更にかかる情報とします。なお、当サービスを利用した場合であっても、輸出信用状の原本は、当行より別途通知する書類の輸出信用状とします。輸出信用状の原本上の情報と当サービスにより当行が提供した情報の内容が異なる場合、輸出信用状の原本上の情報が優先されるものとします。

(2) 輸出手形買取照会

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形買取にかかる当行所定の情報を提供するものです。

(3) 輸出手形取立入金照会

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形取立入金にかかる当行所定の情報を提供するものです。

(4) 輸出手形経過情報照会

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形の引受・決済にかかる当行所定の情報を提供するものです。

4. 外貨預金サービス

(1) 外貨預金残高照会・外貨預金出入金明細照会

当サービスは、契約者の照会に基づいて、外貨預金照会対象口座の残高・入出金明細の情報を提供するサービスです。

(2) 外貨預金振替依頼

- ① 当サービスの内容は、以下のとおりです。
 - (i) 契約者が、契約者の端末から当行所定のフォーマットにてデータを送信することにより、外為決済用口座として届出済の外貨預金口座間の振替依頼、または外為決済用口座として届出済の円預金口座と外貨預金口座間の振替依頼(以下「外貨預金振替依頼」といいます)を行い、当行が受け付けます。
 - (ii) 契約者の照会に基づいて、外貨預金振替依頼の明細情報を提供します。
 - ② 当サービスを利用した外貨預金振替依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 当サービスを利用した外貨預金振替依頼は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。当行所定の時限を過ぎて受け付けたものについては、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、営業日は、日本国内における当行の本店が営業している日をいいます。
 - ④ 当行は、当行所定の方法で依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正當か否かを確認のうえ、依頼内容の確定を当行に通知します。当行が、この通知を正當なものとみなした時点で依頼内容が確定するものとします。
 - ⑤ 当行が確定した依頼内容に従って手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ⑥ 当サービスに基づく振替代わり金、外貨預金取引にかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。
 - ⑦ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が振替処理をした後は、依頼の変更・取消を行うことはできません。ファクシミリによる変更・取消を依頼する場合、当行がファクシミリの内容を正當なものとみなした時点で変更・取消依頼の内容が確定するものとします。
- 確定した外貨預金振替依頼内容に従って当行が振替処理をした

後に変更・取消依頼の内容が確定した場合は、当行は依頼の変更・取消を行いません。

確定した外貨預金振替依頼内容に従って当行が振替処理をする前に変更・取消依頼の内容が確定した場合であっても、当行は、相当の事由があれば依頼の変更・取消を行わないことができ、当行が故意・重過失によって変更・取消の処理を怠った場合を除き、変更・取消がなされなかったことにより生じた損害について責任を負いません。

- ⑧ 契約者は、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当局宛書類を当行に提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、取引店宛に当該書類を提出するものとします。

5. 輸入サービス

(1) 輸入信用状発行・条件変更依頼

- ① 当サービスの内容は、以下のとおりです。
- (i) 契約者が、契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、輸入信用状の発行の依頼および輸入信用状条件変更の依頼(以下「輸入信用状発行・条件変更依頼」といいます)を行い、当行が受け付けを行うサービス。
- (ii) 契約者の照会に基づいて、輸入信用状の発行または条件変更の依頼明細の情報を提供するサービス。
- ② 当サービスを利用した輸入信用状発行・条件変更依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 当サービスを利用した輸入信用状発行・条件変更依頼は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。当行所定の時限を過ぎて受け付けたものについては、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、営業日とは、日本国内における当行の本支店が営業している日をいいます。
- ④ 当行は、当行所定の方法で依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定を当行に通知します。当行がこの通知を正当なもののみとした時点で、依頼内容が確定するものとします。
- ⑤ 確定した依頼内容に従って当行が手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑥ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書・方法によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が手続を実行した後は、依頼の変更・取消はできないものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑦ 当サービスにかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。
- ⑧ 契約者は、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当局宛書類を当行に提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、取引店宛に当該書類を提出するものとします。

(2) 輸入信用状発行結果照会

- ① 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸入信用状の発行結果の明細情報を提供するものです。
- ② 輸入信用状の条件変更の結果反映については、受益者の同意が必要な場合には、契約者の依頼に基づき当行所定の方法により行うものとします。

(3) 輸入信用状残高照会

- ① 当サービスは、契約者の照会に基づいて、輸入信用状の残高にかかる情報を提供するものです。

(4) 輸入船積書類到着案内

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸入船積書類到着にかかる情報を提供するものです。

(5) 輸入手形決済照会

- ① 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸入手形決済にかかる情報を提供するものです。

6. 輸入手形決済依頼サービス

(1) 本サービスの内容

- ① 当サービスは、契約者が、契約者の端末から当行所定のフォーマットにてデータ送信することにより、輸入手形の決済依頼(以下「輸入手形決済依頼」といいます)を行い、当行が受け付けを行うサービスです。
- ② 当サービスを利用した輸入手形決済依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 当サービスを利用した輸入手形決済依頼は、「輸入手形決済予定

日等」により決定される、当行所定の時限までに申し込みを行う必要があります。当行時限を経過した申込の受付はできません。

(2) 輸入手形決済依頼の取扱

- ① 当サービスによる輸入手形決済依頼により、自動的に輸入手形決済が成立するものではありません。
- ② 当行は、当行所定の方法で輸入手形決済依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定を当行に通知します。当行が、この通知を正当なもののみとした時点で依頼内容が確定するものとします。
- ③ 当サービスを利用して、輸入手形決済依頼を行う場合、「輸入担保荷物保管に関する約定書」第3条の規定にかかわらず、「輸入船積書類受領書または担保貨物貸渡依頼書」を取引店へご提出いただくなくとも、「輸入船積書類受領書または担保貨物貸渡依頼書」の内容について承諾いただいたものとしてお取り扱いいたします。
- ④ 当サービスを利用して、輸入手形決済依頼を行い、依頼内容が確定した場合(「支払拒絶」として依頼内容が確定した場合を除く)、輸入船積書類に信用状条件との相違(以下「ディスクレ」といいます)が発生していても、全てのディスクレについて承諾いただいたものとしてお取り扱いいたします。
- ⑤ 当サービスを利用して、当行より「ユーザンス」の供与を受ける依頼を行う場合、別途取引店へ当行所定の書類(約束手形、PROMISSORY NOTE等)の提出が必要となります。また「ユーザンス」の供与のご依頼を実施された場合でも、ご依頼の内容が当行の審査基準に合致しない場合は、当行は当該取引を実行いたしません。
- ⑥ 当行が確定した輸入手形決済の依頼内容に従って手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑦ 当サービスに基づく決済代わり金、輸入手形決済にかかる所定の利息・手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。
- ⑧ 契約者は、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当局宛書類を当行に提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、取引店宛に当該書類を提出するものとします。

7. 輸出手形買取・取立依頼サービス

(1) 本サービスの内容

- ① 当サービスは、外国向荷為替手形(以下「輸出手形」といいます)の買取・取立、CABLE NEGOTIATION、および LETTER OF GUARANTEE(以下「L/G」といいます)付 買取・取立(以下総称して「輸出手形の買取・取立等」といいます)の申込を、みずほeビジネスサイト上で行うことができるサービスです。
- ② 当サービスを利用する場合は、契約者は、契約者の端末から当行所定のフォーマットに必要事項を入力の上、当行に送信する必要があります。(このとき契約者が当行に送信する電子データを、以下「データ①」といいます)
- ③ 契約者は、当サービスを利用して輸出手形の買取・取立等を申し込む場合、契約者が前項のデータ①に加えて当行に提出すべき外国向荷為替手形および付属書類(船荷証券など契約者以外の第三者が発行する書類を除く)について、契約者が当行所定のファイル形式で作成した電子データ(以下「データ②」といいます)の形態で提出することができます。その際、契約者は、あらかじめ契約者の指定する者のサインを「登録申込書」により当行へ提出・登録することで、当該登録済のサインのイメージデータ(以下「サインイメージ」といいます)をデータ②に貼付することができます。
- ④ 当サービスを利用して輸出手形の買取・取立を申し込んだ際、当行へ送信したデータの内容にディスクレパンシー(信用状条件との不整合)が発見された場合は、契約者は本サービスを利用してCABLE NEGOTIATION またはL/G付買取・取立の申込を行うことができます。
- ⑤ 当サービスを利用した輸出手形の買取・取立等の申込にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- ⑥ 当サービスを利用した輸出手形の買取・取立等の申込は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。当行所定の時限を過ぎて受け付けたものは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、営業日とは、日本国内における当行の本支店が営業している日をいいます。
- ⑦ 契約者は、当サービスの利用を申し込んだ場合であっても、紙媒体による輸出手形買取・取立等の申込を行うこともできます。この場合、契約者は、データ①を当行に送信することなく、印刷することにより作成した輸出手形買取・取立等の申込書と、外国向荷為替手形および付属書類(いずれも紙媒体)に契約者の指定する者のサインまたは記名・捺印を行ったうえ、当行に提出する方法によります。(この場合はデータ②およびサインイメージを利用すること

はできません。)

(2) 輸出手形の買取・取立等の取扱

- ① 当行は、当行所定の方法で前項に定めるデータ①とデータ②(サインイメージの貼付を含む。以下総称して「依頼データ」と言います)の内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼データの確定を当行に通知します。当行がこの通知を正当なものとし、依頼データが確定するものとします。
- ② 契約者は、当サービスを利用して輸出手形買取・取立等の申込を行う場合であっても、依頼データの確定後速やかに、契約者以外の第三者が発行する書類(船荷証券等)、およびその他当行が求める書類については紙媒体で取引店に提出する必要があります。
- ③ 輸出手形買取・取立等の申込は、依頼データが確定し、かつ契約者から前項に定める書類が全て提出された時点で成立するものとし、当行は輸出手形買取・取立等の申込が成立した日を契約者の書類提示日として取り扱います。
- ④ 輸出手形買取・取立等の申込が成立した後であっても、当行所定の審査基準に合致しない等の理由により、当行は申込を承諾しない場合があります。
- ⑤ 確定した依頼データに従って当行が輸出手形の買取・取立等を実行した場合は、依頼データに誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) サインイメージの取扱

- ① 当行は、契約者が「登録申込書」の提出により登録するサインイメージについて、登録申込書の印影(または署名)を届出の印鑑(または署名)と照合し相違ないものと判断したうえは、契約者が指定する者の正式なサインイメージとして取り扱うものとし、「登録申込書」に記載されたサインイメージの内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について責任を負いません。
- ② 契約者が、サインイメージをデータ②に貼付する場合は、みずほeビジネスサイト上の所定の画面で、データ②に貼付するサインイメージの表示位置を所定の範囲で設定する必要があります。なお、為替手形については、サインイメージの表示位置は固定となります。
- ③ 当行は、前条に定める確定した依頼データの内容にもとづく輸出手形の買取・取立にあたり、サインイメージが貼付されたデータ②を当行が印刷した書類を、正式な書類としてお取り扱いいたします。
- ④ 当行は、確定した依頼データの内容に基づき、輸出手形の買取・取立を実行するものとし、データ②へのサインイメージの貼付(位置や貼付するイメージ)に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑤ 契約者は、あらかじめ登録したサインイメージの届出内容に変更があった場合、「登録申込書」の提出により速やかに当行に変更を届け出るものとし、届出がなかったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。

(4) その他

- ① 当サービスに基づく決済代わり金、輸出手形買取・取立手続にかかる所定の利息・手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。
- ② 契約者は、契約者がサインイメージを利用することを指定した為替手形につき、収入印紙にかかる事務を当行へ委任します。
- ③ 依頼データが確定した後に依頼データの変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の方法により変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼データの内容に従って当行が輸出手形買取・取立等を実行した後は、依頼の変更・取消はできないものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ④ 契約者は、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当局宛書類を当行に提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、取引店宛に当該書類を提出するものとします。

8. 利息手数料照会サービス

(1) 利息手数料都度請求照会

当サービスは、契約者の照会に基づいて、契約者が行った各種外為決済取引にかかる利息および手数料の明細情報を、取引ごとの情報として提供するものです。

(2) 利息手数料一括請求・引落照会

当サービスは、契約者の照会に基づいて、契約者が行った各種外為決済取引にかかる利息および手数料の毎月の一括請求・一括引落に関する明細情報をまとめて提供するものです。

9. その他

(1) 計表・帳票の取り扱いについて

外為サービス(計算書が発行されないものを除く)における計算書については、当行がWeb上で契約者の端末から参照可能な電子ファイルを提供する方法、または、取引店により契約者へ郵送する

方法のいずれかにより提供します。

(2) サービスの利用時間

外為サービスについては、当行所定の時間内に限り利用可能なものとします。なお、当行はこの時間を契約者に事前に通知することなく、変更することがあります。

第21条 為替予約サービス

本サービスにより契約者が利用できる為替予約サービスには、以下のサービスがあります。

1. 為替予約締結および為替予約期日変更サービス

(1) 当サービスの内容について

当サービスの内容は、以下のとおりです。

- ① 契約者の端末と当行との間でデータを授受することにより、外為先物為替取引および外為直物為替取引のうち、確定日渡し取引、期間渡し取引、および期日変更取引(以下本条において「為替予約取引」といいます)を行うサービス(以下の②の方法による場合を除き、以下本条において「為替予約締結サービス」といいます)。
- ② 契約者が、契約者の端末と当行との間でデータを授受することにより、為替予約取引(期日変更取引を除きます)にかかる取引条件をあらかじめ指定し、市場における為替相場の変動等により当該取引条件より為替予約取引を成立させることが可能となったと当行が判断した時点で、自動的に当該条件で為替予約取引を成立させるサービス(以下本条において「リーブオーダーサービス」といいます)。
- ③ 契約者があらかじめ為替レートを指定し、市場における実勢の為替レートが指定された為替レートに合致したと当行が所定の方法により判定した場合に契約者に通知するサービス(以下本条において「レートアラームサービス」といいます)。

(2) 取引成立および取引内容の確認について

- ① 契約者が為替予約締結サービスを利用する場合、当行は、当行所定の方法で、契約者の為替予約取引締結の依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、取引の締結または中止を当行に通知します。当行が、この通知を正当なものとし、為替予約取引が成立するものとします。
- ② ①により、または(1)②により為替予約取引が成立した時点以降は、契約者は、当該為替予約取引を取り消すことはできないものとします。当行がやむをえないものと認めて、取消を行った場合に発生した費用は、契約者が負担するものとします。
- ③ 為替予約締結サービスを利用して締結された為替予約取引については、当行は、外国為替予約取引確認書の提出を省略します。リーブオーダーサービスにより締結された為替予約取引についても、取引成立後に契約者の端末と当行との間でデータを授受する方法によって受渡日の確定を行うものについては、当行は、外国為替予約取引確認書の提出を省略します。
- ④ 契約者は、為替予約締結サービスまたはリーブオーダーサービスにより為替予約取引が成立した後、第3項の為替予約取引照会サービスを利用して取引内容の確認を行い、取引内容に不一致や錯誤を見つけた場合には直ちに当行に連絡するものとします。なお、リーブオーダーサービスにより為替予約取引が成立した場合は、契約者は、(4)②に定める確認等も別途行うものとします。

(3) 為替予約期日延長取引について

- ① 為替予約期日変更取引のうち期日延長にかかる取引(以下「為替予約期日延長取引」といいます)は、真にやむを得ない事由による場合のみ受け付けるものとし、それ以外の場合は、当行は契約者と為替予約期日延長取引を行いません。真にやむを得ない事由とは、貿易関連取引の為替予約で入金遅延、船積遅延、貿易書類到着遅延、貿易に関わる契約変更、技術契約における支払遅延、プロジェクト案件完工遅延等、期日延長の理由が、実需に基づくものであることが明らかと当行が判断する場合とします。
- ② ①の場合であっても、為替予約期日延長取引の内容が当行の審査基準に合致しない場合は、当行は当該取引を行いません。

(4) リーブオーダーサービスについて

- ① リーブオーダーサービスにより契約者が指定した為替予約取引にかかる条件の変更は、当該条件を指定する際に決められた有効期間内に、契約者が変更にかかるデータを当行に送信し、かつ当行がこれを受け付けた場合に限り行うことができます。契約者が変更にかかるデータを送信した場合でも、当行がこれを受け付けるまでに変更前の条件で為替予約取引が成立した場合は、為替予約取引の条件の変更を行うことはできません。
- ② リーブオーダーサービスにより為替予約取引が成立した場合は、取引結果を契約者端末画面に表示します。契約者はその内容の確認を行い、取引内容に指定された条件との不一致や錯誤を見つけた場合は直ちに当行に連絡するものとします。なお、当該取引結果の表示は、遅延する場合があります。
- ③ 契約者が、リーブオーダーサービスにより為替予約取引の条件として指定することができる金額の下限および為替レートの範囲は当行が定めるものとします。また当行は、当該金額の下限および

為替レートの範囲をいつでも変更できるものとします。

(5) 取引限度額について

当行は、為替予約締結サービスまたはリープオーダーサービスを利用した為替予約取引における一件あたりの取引額および一時点における予約残高合計金額(リープオーダーサービスを利用している場合は、成立していない取引も成立したものとみなして予約残高合計額を計算します)について、上限金額を定めることができ、当該上限金額を越える場合には契約者は取引をできません。当行は、当該上限金額をいつでも変更できるものとします。

(6) 受渡期間について

① 為替予約締結サービスまたはリープオーダーサービスを利用した為替予約取引における受渡期間は、為替予約締結日の1年後応当日(応当日が銀行営業日でない場合は応当日の前銀行営業日とし、応当日がない場合は応当月の最終銀行営業日)までとします。

② 為替予約締結サービスを利用した為替予約期日延長取引における受渡期間は、当初受渡日から6ヶ月後応答日(応答日が銀行営業日でない場合は応当日の前銀行営業日とし、応当日がない場合は応当月の最終銀行営業日)までとします。

(7) レートアラームサービスについて

レートアラームサービスは、レートアラームサービスによる通知が行われた場合に、指定された為替レートにより、または当該為替レートを基準として契約者が為替予約取引その他外国為替取引を行うことができることを何ら保証するものではありません。

2. 為替予約コンファームサービス

(1) 当サービスの内容について

当サービスは、契約者と当行との間で締結された為替予約取引について、契約者が予約取引確認書を当行に提出するのに代えて、契約者が、端末からデータを送信することにより、取引内容を確認した旨の通知(以下「コンファーム」といいます)を行ったものとするサービスです。ただし、当サービスを利用してコンファームを行うことができる為替予約取引は、以下に定める取引以外のものとします。

① 為替予約締結サービスを利用して締結されたもの

② リープオーダーサービスにより締結された為替予約取引のうち、取引成立後に契約者の端末と当行との間でデータを授受する方法によって受渡日の確定を行ったもの

③ 契約者が当行の営業店宛電話等により値決めを行い締結されたもの(本部宛電話により締結したものを除きます)

(2) 当サービスを利用したコンファームが行われない場合について

当サービスを利用したコンファームが行われないまま受渡期を迎えた為替予約取引について、別途、契約者の指示に基づき当該為替予約取引が実行された場合は、契約者によるコンファームが行われたものとみなします。

3. 為替予約取引照会サービス

(1) 当サービスの内容について

当サービスは、為替予約取引の締結明細、残高明細および履行明細にかかる当行所定の情報の提供を行うサービスです。

(2) 表示について

当サービスにより提供される情報については、情報を提供した時点における最新の取引内容に基づく更新が行われていない場合があります。

(3) 照会サービスの利用時間

当サービスは、当行所定の時間内に限り利用可能なものとします。なお、当行はこの時間を契約者に事前に通知することなく、変更することがあります。

第22条 国内取引サービス

本サービスにより契約者が利用することができる国内取引サービスには、以下のサービスがあります。

1. 振込・振替サービス

(1) 振込振替サービスの内容

① 当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、当行に以下の取引の実施を依頼し、当行がこれを受け付けるサービスです。

(i) 依頼日当日に、国内取引決済用口座から振込・振替代金を引落の上、契約者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座(以下、「入金指定口座」といいます)あてに振込通知を発信する、または振替処理を実施する取引

(ii) 依頼日の翌営業日以降、1ヶ月以内の営業日で契約者が指定する日(以下「振込・振替指定日」といいます)に、国内取引決済用口座から振込・振替代金を引落の上、入金指定口座あてに振込通知を発信する取引、または振替処理を実施する取引(以下「振込・振替予約」といいます)

② 入金指定口座の指定は、当行所定の方法により、契約者が事前に登録する方式または都度契約者が指定する方式により行うものとします。

③ 国内取引決済用口座と入金指定口座が同一店内にある場合でも、両口座の名義が異なる場合、「振込」として取り扱います。

④ 国内取引決済用口座と入金指定口座が同一店内にあり、かつ同一名義の場合、「振替」として取り扱います。

(2) 振込・振替の依頼

① 当サービスの利用に際しては、契約者はあらかじめ、1日あたりの取扱限度額、1回あたりの取扱限度額を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。

② 当サービスによる振込・振替の依頼に際しては、契約者は、国内取引決済用口座の店番号・科目コード・口座番号および振込・振替金額を指定するものとします

③ 当サービスを利用した振込・振替金額は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。

(3) 振込・振替の依頼内容の確定と取引成立

① 当行は、当行所定の方法で、振込・振替取引の依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定または依頼の取消を当行に通知します。当行がこの通知を正当なものとし、依頼内容が確定するものとします。

② 振込・振替代金および振込手数料(③の場合は振込・振替代金)は、依頼内容が確定した時(ただし、振込・振替予約の場合は、振込・振替指定日)に、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、国内取引決済用口座から自動的に引き落とします。また、領収書等は発行しないものとします。

③ 振込手数料の支払いを当行所定の引落日に一括して引き落とす方法によることを当行が認めた場合には、振込手数料は契約者が指定した口座から、当該引落日に②と同様の方法により支払うものとします。

④ 当行は、②の引落の時点で振込・振替取引が成立したものとみなし、契約者が指定した入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替処理を行います。

⑤ 確定した依頼内容に従い当行が手続を実施した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

⑥ 振込または振替の受付時(振込・振替予約の場合は、振込・振替指定日の前日夜間)に、振込・振替代金および振込手数料(③の場合は振込・振替代金)の金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき、振込・振替サービスのお取り扱いはできません。

⑦ ②の引き落としができなかった場合、振込・振替取引は成立せず、取り消されたものとみなします。その場合、以下の(6)に定めるサービスにて取引結果を不成立として表示します。

⑧ 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により、当該取引にかかる国内取引決済用口座に戻し入れます。振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

(4) 振込・振替依頼内容確定後の変更と組戻

① 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引にかかる国内取引決済用口座がある当行本支店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関、店舗名または振込金額を変更する場合には、②に規定する組戻しの手続により取扱います。

(i) 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書を当該取引にかかる国内取引決済用口座の届出の印章(以下「届出の印章」といいます)により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(ii) 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

② 振込取引において、依頼内容の確定後に依頼の取消を行う場合には、当該取引にかかる国内取引決済用口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。

(i) 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書を、当該取引にかかる国内取引決済用口座がある届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(ii) 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(iii) 組戻された振込代金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受ける場合には、当行所定の受取書を、当該取引にかかる国内取引決済用口座の届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求める

ことがあります

- ③ ①および②の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合においては、契約者は受取人との間で協議するものとします。
- ④ 振替取引の場合には、依頼内容の確定後には、依頼内容の変更または依頼の取消はできません。
- (5) 端末による依頼内容の変更と組戻
振込・振替取引の依頼内容の変更または依頼の取消は、(4)に規定する方法のほかは、振込・振替予約の場合で、契約者が端末から当行所定の方法により依頼内容の変更または依頼の取消に関するデータを送信し、振込・振替指定日の前日の当行所定の時限までに当行が受け付けた場合にのみ行うことができます。
- (6) 国内取引結果照会
当サービスは、契約者からの照会に基づいて、当行所定の期間、契約者が依頼した振込・振替の取引結果にかかる情報を提供するものとします。

2. 総合振込、給与・賞与振込サービス

- (1) 総合振込、給与・賞与振込サービスの内容
 - ① 当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、当行以下の取引の実施を依頼し、当行がこれを受け付けるサービスです。
 - (i) 依頼日の翌営業日以降の営業日で契約者が指定する一つまたは複数の日に多数の振込・振替が一括して行われるように、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替処理を実施し、振込・振替代り金を本項(3)の定めに従い振込代り金引落口座から引き落とす取引(以下当該取引を「総合振込」といい、総合振込において契約者が指定する日を「総合振込指定日」といいます)
 - (ii) 依頼日の3営業日以降の営業日で契約者が指定する一つまたは複数の日に、契約者の役員および従業員に対する報酬、給与または賞与等の支払いを目的とする振込が行われるように、入金指定口座あてに振込通知を発信し、振込代り金を本項(3)の定めに従い振込代り金引落口座から引き落とす取引(以下当該取引を「給与・賞与振込」といい、給与・賞与振込において契約者が指定する日を「給与・賞与振込指定日」といいます)
 - ② 給与・賞与振込における入金指定口座は、契約者の役員または従業員の本人名義の普通預金または当座預金に限るものとします。
 - ③ 当サービスを利用した総合振込における「振込」または「振替」の取扱いの区分については、本条第1項(1)③および④を準用するものとします。
- (2) 総合振込、給与・賞与振込の依頼
 - ① 当サービスによる総合振込または給与・賞与振込の依頼に際しては、契約者は、振込代り金引落口座の店番号、科目コードおよび口座番号ならびに委託者コード、総合振込指定日または給与・賞与振込指定日および振込金額を指定するものとします。
 - ② 当サービスを利用した総合振込または給与・賞与振込の依頼にあたっては、あらかじめ「1回あたりの件数」(20,000件以下または500件以下)を当行所定の方法により届け出るものとします。
 - ③ 当サービスによる総合振込または給与・賞与振込の依頼は、総合振込および給与・賞与振込のそれぞれについての当行所定の時限までに受け付けたもののみを取り扱うものとします。ただし、給与・賞与振込の依頼で、給与・賞与振込の受付時限を過ぎて当行が受け付けたものであっても、当該依頼が同一の内容の総合振込の依頼であったとした場合における当該総合振込依頼の受付時限までに受け付けたものについては、総合振込の依頼として受け付けたものとして取り扱います。
- (3) 総合振込、給与・賞与振込の依頼内容の確定と取引成立
 - ① 当行は、当行所定の方法で、総合振込または給与・賞与振込の依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定または依頼の取消を当行に通知します。当行がこの通知を正当なものとして受けた時点で、依頼内容が確定するものとします。
 - ② 総合振込にかかる振込・振替代り金および振込手数料(③の場合においては振込・振替代り金)は、当行所定の方法により届け出た振替日に、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、振込代り金引落口座から自動引き落としの方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者は、当行所定の方法により届け出た振替日の前営業日までに、振込・振替代り金および振込手数料(③の場合においては振込・振替代り金)を振込代り金引落口座に入金するものとします。
 - ③ 総合振込において振込手数料の支払いを当行所定の引落日に一括して引き落とす方法によることを当行が認めた場合には、振込手数料は、当該引落としを行う口座として当行が認めたとて契約者が

指定した口座から、当該引落日に②と同様の方法により支払うものとしてします。

- ④ 給与・賞与振込にかかる振込代り金は当行所定の方法により届け出た振替日に、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、振込代り金引落口座から自動引き落としの方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。給与・賞与振込にかかる振込手数料は当行所定の引落日に、当該引落としを行う口座として当行が認めたとて契約者が指定した口座から、同様の方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者は、当行所定の方法により届け出た振替日の前営業日までに振込代り金を振込代り金引落口座に、また当行所定の引落日の前営業日までに振込手数料を上記の指定した口座に入金するものとします。
- ⑤ 当行は、依頼内容が確定した後、当行所定の日に契約者が指定した入金指定口座あてに振込通知を発信する、または振替処理を実施する手続を行います。契約者が総合振込指定日または給与・賞与振込指定日の前営業日までに、振込・振替代り金および振込手数料(③の場合および給与・賞与振込の場合は振込・振替代り金)を振込代り金引落口座に入金していない場合でも、当行はその裁量により、当該手続を行うことができるものとします。
- ⑥ 確定した依頼内容に従い当行が手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑦ ②の引き落としができなかった場合(③の場合においては、②の引き落としのうち振込・振替代り金の引き落としができなかった場合)または④の振込代り金の引き落としができなかった場合で、その時点で契約者が指定した入金指定口座あてに振込通知を発信する、または振替処理を実施する手続を当行が行っていたときは、契約者は、総合振込においては、総合振込指定日当日中に振込・振替代り金および振込手数料(③の場合においては振込・振替代り金)を、給与・賞与振込においては、給与・賞与振込指定日当日中に振込代り金を、当行所定の手数料引落日に振込手数料を、当行所定の方法により支払うものとし、
- ⑧ 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により、当該取引にかかる振込代り金引落口座に戻し入れます。振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。
- (4) 総合振込、給与・賞与振込依頼内容確定後の変更と組戻
当サービスにおける総合振込または給与・賞与振込の依頼内容確定後の変更と組戻については、本条第1項(4)を準用するものとします。

3. 個人住民税一括納付サービス

- (1) 個人住民税一括納付サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、契約者が特別徴収した住民税(市区町村民税・都道府県民税)の納付書の作成事務および納付事務(以下「個人住民税一括納付事務」といいます)の代行を当行に依頼し、当行がこれを受け付けるサービスです。
- (2) 個人住民税一括納付サービスの依頼
 - ① 当サービスによる個人住民税一括納付事務の代行の依頼に際しては、契約者は、納付代り金引落口座の店番号、科目コードおよび口座番号ならびに委託者コード、納付年月、納付指定日、納付金額を指定するものとします。
納付年月に対応する納付指定日として誤った納付指定日が指定された場合は、当行は、その判断で納付指定日を修正して受け付けることができるものとします。
 - ② 当サービスによる個人住民税一括納付事務の代行の依頼は、当行所定の時限まで受け付けたもののみを取り扱うものとします。
- (3) 個人住民税一括納付の依頼内容の確定と取引成立
 - ① 当行は、当行所定の方法で、個人住民税一括納付事務の代行の依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定または依頼の取消を当行に通知します。当行がこの通知を正当なものとして受けた時点で、依頼内容が確定するものとします。
 - ② 納付代り金および納付手数料は、納付指定日に、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、それぞれ納付代り金引落口座および納付手数料引落口座から自動引き落としの方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者は、納付指定日の前営業日までに、納付代り金および納付手数料をそれぞれ納付代り金引落口座および納付手数料引落口座に入金するものとします。
 - ③ 当行は、依頼内容が確定した後、個人住民税納付事務を行います。契約者が納付指定日の前営業日までに、納付代り金および納付手数料を納付代り金引落口座および納付手数料引落口座に入金していない場合でも、当行はその裁量により、当該手続を行うことができるものとします。
 - ④ 確定した依頼内容に従い当行が手続を実行した場合は、依頼内容

に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ⑤ ②の引き落としができなかった場合で、その時点で個人住民税納付事務を当行が完了していないときは、個人住民税納付事務の代行は成立せず、取り消されたものとみなします。②の引き落としができなかった場合で、その時点で個人住民税納付事務を当行が完了していたときは、契約者は納付指定日当日中に納付代り金および納付手数料を当行所定の方式により支払うものとします。
- (4) 個人住民税一括納付依頼内容確定後は、依頼内容の取消・変更はできません。取消または納付金額の減額が必要な場合は、契約者より地方公共団体宛還付請求を行うものとし、納付金額の増額が必要な場合は、契約者にて当該増額分にかかる追加の納付を銀行窓口等で行うものとします。

4. 口座振替依頼サービス

- (1) 口座振替依頼サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、当行本支店における契約者の収納事務を当行に依頼し、当行がこれを受け付けるサービスです。
- (2) 口座振替依頼サービスの依頼
① 当サービスによる口座振替の依頼に際しては、契約者は、委託者コード、振替日、振替金額を指定するものとします。
② 当サービスによる口座振替の依頼は、当行所定の時限まで受け付けたもののみを取り扱うものとします。
- (3) 口座振替依頼内容の確定と取引成立
① 当行は、当行所定の方法で、口座振替の依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定または依頼の取消を当行に通知します。当行がこの通知を正当なものとした時点で、依頼内容が確定するものとします。
② 当行は、依頼内容が確定した後、当行所定の方法により振替処理を行います。
④ 確定した依頼内容に従い当行が手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) その他の取り扱いについては、別途締結する預金口座振替契約によるものとします。

5. Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込みサービス

- (1) Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込みサービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、契約者が、当行が収納委託契約等を締結した収納機関あての税金・料金払込みの実施を依頼し、当行がこれを受け付けるサービスです。
- (2) Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込みの依頼
当サービスによる税金・料金払込みの依頼に際しては、契約者は、国内取引決済用口座の店番号・科目コード・口座番号、収納機関番号、(収納機関)お客さま番号または納付番号、(収納機関)確認番号等および払込金額を指定するものとします。
- (3) Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込み依頼内容の確定と取引成立
① 当行は、当行所定の方法で、Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込みの依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定または依頼の取消を当行に通知します。当行がこの通知を正当なものとした時点で、依頼内容が確定するものとします。
② 払込金および収納機関の定める払込手数料は、依頼内容が確定した時に、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、国内取引決済用口座から自動的に引き落とします。また、領収書等は発行しないものとします。
③ 当行は、②の引落の時点で Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込取引が成立したものとみなし、契約者が指定した収納機関あてに払込処理を行います。
④ 確定した依頼内容に従い当行が手続を実施した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
⑤ ②の引き落としができなかった場合、払込取引は成立せず、取り消されたものとみなします。
- (4) 払込依頼内容確定後は、依頼内容の取消・変更はできません。取消・変更が必要な場合は、契約者より払い込みした収納機関に問い合わせるものとします。

6 照会サービス

- (1) 残高照会サービスの内容
当サービスは、契約者の照会に基づいて、国内取引照会対象口座にかかる残高情報を提供するものです。
- (2) 入出金・振込入金照会サービスの内容
① 当サービスは、契約者の照会に基づいて、国内取引照会対象口座にかかる入出金ならびに振込入金にかかる情報を提供するものです。
② 振込依頼人からの訂正依頼その他相当の事由がある場合には、当行は、すでに契約者に提供した情報の内容について、契約者に通

知することなく、変更または取消することができます。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. その他

(1) 国内取引サービスの利用時間

国内取引サービスについては、当行所定の時間内に限り利用可能なものとします。なお、当行はこの時間を契約者に事前に通知することなく、変更することがあります。

以上

(2018年2月13日現在)

当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
--